







いまやろ! くるみん【No. 2】

平成 25 年 10 月 1 日発行

7月1日に「いまやろ! くるみん」第1号を発行してから、新たに3社様が「くるみんマーク」を取得しました。第2号では、日頃からよくある質問、新たに認定された3社様の声を中心に発信します。多くの企業様に、両立支援に取り組んでいただけるよう、内容を充実させていきますので、ぜひ、ご参考になさってください。

☆県内の「くるみんマーク」取得企業が25社になりました! (認定日付順)


- | | |
|---|---|
| ①株式会社伊予銀行 (松山市)  | ②株式会社フジ (松山市) |
| ③株式会社伊予鉄高島屋 (松山市)  | ④医療法人青峰会 (八幡浜市)  |
| ⑤生活協同組合コープえひめ (松山市) | ⑥医療法人佑心會堀江病院 (松山市) |
| ⑦日本食研ホールディングス株式会社 (今治市)  | ⑧大王製紙株式会社 (四国中央市) |
| ⑨医療法人団伸会奥島病院 (松山市) | ⑩株式会社クック・チャム (新居浜市) |
| ⑪株式会社アスティス (松山市) | ⑫医療法人恕風会 (大洲市) |
| ⑬社会福祉法人聖風会 (西条市) | ⑭株式会社ライフネット (松山市) |
| ⑮ペガサス運輸株式会社 (四国中央市) | ⑯大進建設株式会社 (松山市) |
| ⑰株式会社よんやく (伊予郡砥部町) | ⑱株式会社ケアジャパン (松山市) |
| ⑲株式会社ジェイコム (西条市) | ⑳株式会社西条環境分析センター (西条市) |
| ㉑医療法人弘友会 (大洲市) | ㉒医療法人補天会 (今治市) |
| ㉓星企画株式会社 (松山市) | ㉔国立大学法人愛媛大学 (松山市) |
| ㉕株式会社ヤツツカ (伊予郡松前町) | |

 3回取得した企業
 2回取得した企業



愛媛県にも独自の認証
制度があるんやって!?

そうなんよ。
H25.9.26 現在で 459 社
もえひめ子育て応援企業
に認証されたんよ。

すごいね!!
『くるみん』も認定企業増や
すようがんばるけんね 



各社の取組内容については、愛媛労働局ホームページに掲載しています。

☞ 詳しくはこちらへ! (^_^)

http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/subpagex.html

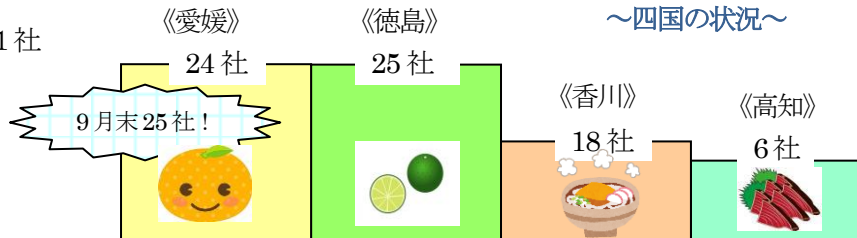
☆一般事業主行動計画の届出・認定の状況

一般事業主行動計画の届出企業数（平成25年8月末現在）

《全国》 67866社	《愛媛》 1062社（常用労働者301人以上の企業 135社）
	（ ” 101人以上 ” 406社）
	（ ” 100人以下 ” 521社）

認定企業数

《全国》 1651社



☆お役立ちQ&A

Q1 育児休業している日数が20日以上ないと育児休業給付金は出ないの？

A 1日でも、要件を満たしていれば給付金がもらえます。詳細は事業所を管轄するハローワークにお問い合わせ下さい。

Q2 次世代法は平成27年3月で終わると聞きましたが、その後はどうなるの？

A 平成24年に成立した子ども・子育て支援法の附則や平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、今後について検討しているところです。（平成25年8月現在）

Q3 認定を取りたい。でも、計画期間内に、男性で育児休業を取る人がいなかった…諦めるしかない！？



A 認定を受けるにあたっては計画期間が2年～5年でなければなりません。計画期間を5年より短く設定しているのであれば、最長5年まで延長することが可能です。期間を延長して取得者が出るタイミングで申請しましょう。また、労働者数が300名以下の中小企業であれば、短時間勤務制度や子の看護休暇の利用でも構わないこととなっています。

なお、最初に定めた計画期間の終了を待たなくても、2年経過して目標の達成、認定要件を満たしていれば、期間を短縮して認定申請することもできます。

Q4 認定を取りたい。取得を目指して取り組んでいるけれど、達成するつもりで定めた目標が、実際には達成不可能…諦めるしかない！？

A 期間内に目標を見直すことが可能です。目標の変更や削除することができますので、変更届を提出して下さい。

☆ご存じですか？！両立支援総合サイト「両立支援のひろば」

行動計画を策定したら、策定の日からおおむね3か月以内に、その計画を一般に公表しなければなりません。『両立支援のひろば』は、各企業が登録することにより、自社の行動計画を一般に公表することが可能なサイトとなっています。

また、自社の取組状況を診断する「両立診断サイト」が設けられており、両立指標の診断を受けることができます。さらに診断結果を踏まえて、自社の取組が遅れている項目を重点的に取り組む内容とする一般事業主行動計画の提案機能が付いています。

他にも、仕事と育児、仕事と介護との両立支援に取り組む企業の事例、働く方々及び事業主の方々向けの「お役立ち情報Q&A集」もあります。

☆ 新たに取得した3社様の声！！

星企画株式会社 様

◆ 育児休業取得者の声

今年の春に2度目の育児休暇から復帰しました。復帰後も突然の子どもの病気の時など、子どもの世話を第一に優先できるようにと、みなさんにサポートしてもらって本当に助かっています。こうした周囲のみなさんの協力のおかげで、仕事にも育児にも自分のペースで無理なく取り組んでいることに感謝しつつ、今後、育児休暇をとる人の手助けを自分もすることで恩返ししていきたいと思います。

カタログ制作部 石居 三和

◆ 人事労務担当者の声

「くるみん」の活用方法

くるみんを取得することで、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを広く周知することができますようになりました。また、優秀な人材の確保、定着等にもつながることを期待しています。くるみんマークの掲載は、ホームページや名刺などの印刷物に掲載することを検討しています。

総務部部長 八塚 聡



(星企画株式会社に認定証交付)
写真右：星企画株式会社 越智専務取締役
写真左：雇用均等室 山田室長

国立大学法人愛媛大学 様

◆ 育児休業取得者の声

私は、パパ・ママ育休プラスの制度を利用して、2ヶ月間の育児休業を取得しました。労働経済学・社会政策を専門としていますので、自分のやっている学問内容を実践するという機会にもなりました。育児休業中は、子どもの世話をして生活するだけで日々が過ぎ去っていったというのが実感ですが、妻の大変さが身にしみてわかりました。今回の経験が個人にとって、大学にとって、社会にとってより良いものになるようにしていきたいと思います。

愛媛大学教育・学生支援機構講師 平尾 智隆

◆ 人事労務担当者の声

本学では、男女が対等な構成員として行動する大学の実現や育児と就労（又は学業）が両立できるワーク・ライフ・バランスの構築に向けてさまざまな取組を行っています。その一つの取組が、城北キャンパス中央部に位置し、本学では2ヶ所目となる保育所「えみかキッズ」の設置（平成23年9月）です。

また、ダイバーシティ推進本部女性未来育成センターが中心になって女性研究者はもとより、学生・教職員の一人ひとりが生き生きと活躍できるよう具体的に活動を行っており、今後も仕事と家庭の両立支援の充実、男女ともに働きやすい職場環境作りに努めていきたいと思います。



(国立大学法人愛媛大学に認定証交付)
写真右：国立大学法人愛媛大学 曲田副学長
写真左：雇用均等室 山田室長



平尾智隆さん
親子

株式会社ヤツヅカ 様

◆ 育児休業取得者の声

子どもが保育園に入園できるまで、育児休業を取得しました。

子どもが満1歳での保育園入園ができず戸惑っていたのですが、社長、職場の上司、同僚の理解もあり、保育園が決まるまで休業ができ、スムーズに職場に復帰できました。社長、職場の人たちの協力、理解にとても感謝しています。

営業部 森 あおい

◆ 人事労務担当者の声

当社では、男女を問わず労働者が共に育児や介護について家族の役割を果たしながら、不安のない充実した職業生活を送ることができる環境をつくることが重要であると考えております。

そこで以前から、仕事と家庭が両立できるように支援し、従業員にとって働きやすい職場の構築を目指すための環境整備・労働条件の整備に取り組んできました。

今回、労働環境のさらなる発展を目指して、子育てサポート企業の認定を取得しました。

くるみんマークは、名刺や会社のパンフレット、当社のホームページなどに採用したり、各事業拠点の掲示板に貼り出したりするなどを考えております。

総務部部長 北川 陽三



(株式会社ヤツヅカに認定証交付)
写真右：代表取締役 八東 正 氏
写真左：雇用均等室 山田室長



☆雇用均等室 雇用均等指導員から

子育て応援企業として、国が認定する制度が平成19年からスタートし、早いもので6年が経過しました。

スタート当初に比べ、『くるみんマーク』の認知度は高まってきましたが、その反面、「くるみんマークは取得したいけど、認定基準のハードルが高くて、うちの会社では無理！」という声を多く耳にするようになりました。

実際、男性の育児休業取得者がおり、かつ女性の育児休業取得率が70%以上という基準など、9つの認定基準を満たさなければなりません・・・が、はじめから諦めている企業の皆様、いらっしやいませんか？

男性の育児休業取得者において、中小企業についての特例があるなど、まだまだ知らない情報があるかもしれません。

雇用均等室では、少しでも多くの企業の皆様に『くるみんマーク』を取得していただき、より働きやすい職場環境を作っていただけのように、それぞれの企業に応じたサポートをしています。

お気軽に雇用均等室へお問い合わせください。

【編集発行】

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3

松山若草合同庁舎

TEL：089-935-5222 FAX：089-935-5223

HP：

http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukinntou/k_kinto.html

うちの会社でも取れるのやらか？

「くるみんマーク」って取るの難しいんやろ？

雇用均等室に相談してみたらええよ！

(両立するべえ)

